

事務連絡
令和5年3月31日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課
廃棄物規制課

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令等について

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力を頂き御礼申し上げます。

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）」が令和4年3月31日に公布されました。

改正省令の公布により、特別要件施設において水銀及びその化合物の排出量の把握・届出の追加や第一種指定化学物質排出量等届出様式の変更等が行われます。（廃棄物焼却施設に関する改正事項は、下記「2. 廃棄物焼却施設に係る留意事項」を御参照ください。）

これを踏まえ、各地方公共団体PRTR担当課室に対して、経済産業省製造産業局化学物質管理課及び環境省大臣官房環境保健部環境安全課より、当該改正内容等について令和4年3月31日付事務連絡の発出及び特別要件施設である廃棄物焼却施設における排出量の算出方法について周知がなされているところです。

これらの内容について、当課より下記のとおりお知らせいたしますので、各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部局におかれましては、別添資料の内容を御了知の上、関係各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 改正省令の概要（内容については、別添1～3をご参照ください。）
 - (1) 下水道法改正に伴う改正（施行規則第4条関係）
 - (2) 特別要件施設において把握すべき事項の追加（施行規則第4条関係）
 - (3) 対応化学物質分類名の付与（施行規則別表関係）
 - (4) 第一種指定化学物質排出量等届出様式の変更（施行規則様式第1関係）
 - (5) 電子情報処理組織使用届出様式の変更（施行規則様式第4関係）
 - (6) 電子届出の届出期間の延長（施行規則附則関係）

2. 廃棄物焼却施設に係る留意事項

廃棄物焼却施設設置者におかれましては、水銀及びその化合物の大気への排出量の算出に必要な事項は、大気汚染防止法に基づき、既に水銀排出施設に係る水銀濃度の測定及びその記録の保存が義務付けられており、排出ガス量等も含め、国が実施する排出状況の把握について情報提供の御協力をいただいております。現在、大気汚染防止法に基づき御対応いただいているところ、令和5年度からはこれに加え、前述の改正による「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づく届出も行っていただく必要があります。別添4において、廃棄物焼却施設を例に水銀及びその化合物の大気への排出量算出方法を示しております。

また、当該届出の期間がこれまで6月末とされていたところ、令和6年度までは電子届出のみの7月末までに延長されます。既に環境省から別添1において、地方公共団体PRTR担当課室からも事業者の方々への周知をお願いしているところです。

なお、改正省令の施行日は、一部の規定については公布と同日施行、残りの規定については令和5年4月1日に施行、また一部の規定には経過措置が設けられております。詳細は別添2及び別添3をご覧ください。

事務連絡
令和4年3月31日

各地方公共団体 PRTR 担当課室 御中

経済産業省製造産業局化学物質管理課
環境省大臣官房環境保健部環境安全課

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の 促進に関する法律施行規則の改正について（周知）

平素より、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）に基づく届出の受付業務等、御協力をいただき、ありがとうございます。

本日令和4年3月31日に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令」が公布されましたのでお知らせいたします。本省令は令和3年10月の化管法施行令改正等を踏まえ、所要の改正を行うものです。

今般の改正の概要は以下のとおりです。

- (1) 下水道法改正に伴う改正（施行規則第4条関係）
- (2) 特別要件施設において把握すべき事項の追加（施行規則第4条関係）
- (3) 対応化学物質分類名の付与（施行規則別表関係）
- (4) 第一種指定化学物質排出量等届出様式の変更（施行規則様式第1関係）
- (5) 電子情報処理組織使用届出様式の変更（施行規則様式第4関係）
- (6) 電子届出の届出期間の延長（施行規則附則関係）

本施行規則の施行日は、令和5年4月1日（土）であり、一部の規定については公布と同日施行、また一部の規定には経過措置が設けられております。詳細は添付の「01_化管法施行規則の改正概要」及び「02_化管法施行規則の一部を改正する省令」をご覧ください。

なお、(2)～(5)の規定に係る令和4年度のPRTR届出については従前のおりとなります。誤った届出があった場合は修正の対応をいただきますよう、お願いいたします。

また、(6)の施行に伴い、令和4年度から令和6年度のPRTR届出については、電子届出に限り、その届出期限が7月末日まで（令和4年度は7月31日が日曜日のため8月1日まで）となります。各地方公共団体における令和4年度の届出処理期限については、延長された電子届出分についてのみ延長をさせていただきます。

詳細は添付の「03_令和4年度の届出に係るスケジュール等について」をご覧ください。

本施行規則の改正内容につき、経済産業省及び環境省においても関係機関等を通じた周知に努めてまいります。地方公共団体 PRTR 担当課室からも事業者の方々への周知をお願い申し上げます。

本件の内容に関する御質問等がございましたら、以下までお問い合わせください。
よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- 01_化管法施行規則の改正概要
- 02_化管法施行規則の一部を改正する省令
- 03_令和4年度の届出に係るスケジュールについて

環境省大臣官房環境保健部環境安全課（PRTR 担当）

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL: 03-3581-3351(内線 6370)

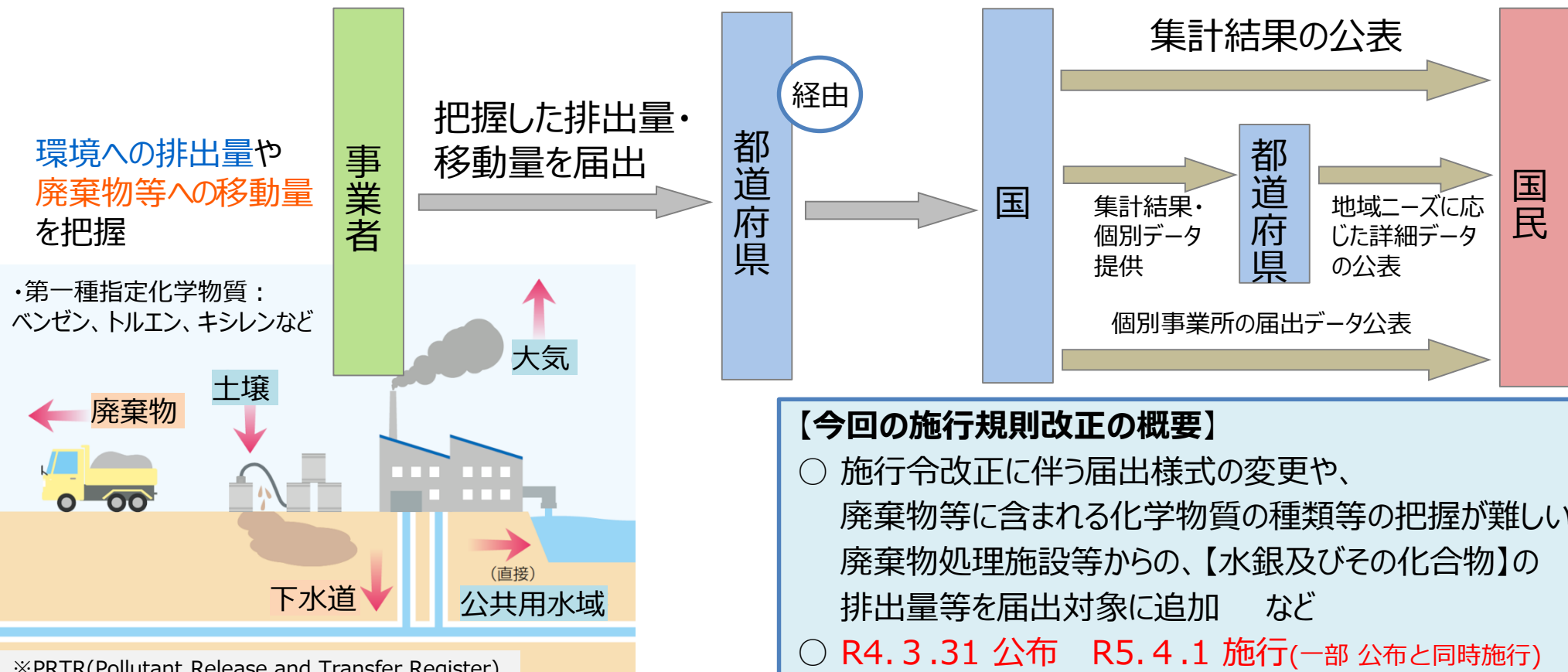
E-mail: ehs@env.go.jp

化学物質排出把握管理促進法(化管法) 施行規則の改正について

【化管法の概要】

- 正式名称：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年制定）
- 概要：人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質（第一種指定化学物質）について、その排出量等を事業者自身が把握するとともに、毎年度、国に報告し、国民が把握できる様にするなどにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止

【PRTR^{*}制度（化学物質排出移動量届出制度）】



【今回の施行規則改正の概要】

- 施行令改正に伴う届出様式の変更や、廃棄物等に含まれる化学物質の種類等の把握が難しい廃棄物処理施設等からの、【水銀及びその化合物】の排出量等を届出対象に追加 など
- R4.3.31 公布 R5.4.1 施行(一部 公布と同時施行)

化管法施行規則の一部改正について

化学物質排出把握管理促進法施行令の一部改正等に伴い、
化学物質排出把握管理促進法施行規則について必要な改正を行う

○ 改正事項

- (1) 下水道法改正に伴う条ズレ措置（施行規則第四条）
- (2) 他法令により測定義務のある対象化学物質の排出量の把握と届出が必要とされている**特別要件施設**において**把握すべき排出量に、水銀及びその化合物を追加**（第四条）
- (3) 対象化学物質の見直しにより、**対応化学物質分類名を付与**（別表）
- (4) **管理番号欄**等の追加による、**届出様式の変更（様式第一）**
- (5) 電子届出の通信方式として**ダイヤルアップ方式の廃止**による、**電子届出申請様式の変更（様式第四）**
- (6) **R4年度～R6年度において電子届出のみ届出期間を6月末から7月末までに延長**
（施行規則附則関係）

○ 施行期日等

- 公布日：**令和4年3月31日**
- 施行日：令和5年4月1日（一部 公布と同時施行） ※次ページ参照
- 今後施行に向けて地方自治体や事業者への施行令及び施行規則の改正事項の周知を実施

施行スケジュール予定

(1)(2)(6)施行 (3)(4)(5)施行

改正の内容 (1)～(6)は施行規則改正案		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
政令	第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の見直し (施行令別表)	10/20公布		新PRTR物質の把握開始 新対象物質のSDS開始	新PRTR物質 前年度分の届出 当該年度分の把握	
(1)	下水道法改正に伴う改正 (施行規則第4条関係)	条ズレ適用				
(2)	特別要件施設において把握すべき排出量の追加 (施行規則第4条関係)		水銀及びその化合物の排出量の令和4年度分の把握	水銀及びその化合物の排出量の 前年度分の届出 当該年度分の把握		
(3)	対応化学物質分類名の付与 (施行規則別表関係)				前年度分の届出についての適用申請・承認	
(4)	届出様式の変更 (施行規則様式第一関係)				新PRTR物質 前年度分の届出に適用	
(5)	電子届出の通信方式としてダイヤルアップ方式の廃止 (施行規則様式第四関係)			廃止適用		
(6)	電子届出の届出期間の延長 (施行規則附則関係)		電子届出のみ7月未までに届出 (通常は6月末)			届出方法に関わらず6月末までに届出

財務省、文部科学省、厚生労働省、
○農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第一号
環境省、防衛省

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令
(令和三年政令第二百八十八号)の施行に伴い、並びに特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成十一年法律第八十六号)第五条第一項及び第二項、第六条第一項並びに第二十一条の規定に基づき、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

財務大臣 鈴木 俊一

文部科学大臣 末松 信介

厚生労働大臣 後藤 茂之

農林水産大臣 金子原二郎

経済産業大臣 萩生田光一

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

環境大臣 山口 壯

防衛大臣 岸 信夫

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成十三年

内閣
文部科
農林水
国土交

府、財務省、
学省、厚生労働省、
産省、経済産業省、
通省、環境省、
令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(排出量及び移動量の把握)</p> <p>第四条 法第五条第一項の規定による第一種指定 化学物質の排出量及び移動量の把握は、次の各 号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>一 事業所ごとに、次に定める事項を把握する こと。</p> <p>イ〜ハ 「略」</p> <p>二 下水道終末処理施設が設置されている事 業所にあつては、次に掲げる事項</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(排出量及び移動量の把握)</p> <p>第四条 法第五条第一項の規定による第一種指定 化学物質の排出量及び移動量の把握は、次の各 号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>一 事業所ごとに、次に定める事項を把握する こと。</p> <p>イ〜ハ 「略」</p> <p>二 下水道終末処理施設が設置されている事 業所にあつては、下水道法(昭和三十三年 法律第七十九号)第二十一条第一項(同法</p>

(1) 下水道法（昭和三十三年法律第七十九

号）第二十一条第一項（同法第二十五条の三十において準用する場合を含む。）

の規定に基づく水質検査の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量

(2) 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第

九十七号）第十八条の三十五の規定に基づく測定の対象となる第一種指定化学物

第二十五条の十八において準用する場合を含む。）の規定に基づく水質検査の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量

〔新設〕

〔新設〕

質の当該施設からの排出量

ホ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭

和四十五年法律第三百三十七号）第八条第一

項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法

第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理

施設（へにおいて単に「処理施設」という

。）が設置されている事業所（令第三条第

二十号又は第二十一号に掲げる業種に属す

る事業を営む者が有するものに限る。）に

あつては、次に掲げる事項

(1) ～ (3) 「略」

(4) 大気汚染防止法第十八条の三十五の規

定に基づく測定の対象となる第一種指定

ホ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭

和四十五年法律第三百三十七号）第八条第一

項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法

第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理

施設（へにおいて単に「処理施設」という

。）が設置されている事業所（令第三条第

二十号又は第二十一号に掲げる業種に属す

る事業を営む者が有するものに限る。）に

あつては、次に掲げる事項

(1) ～ (3) 「略」

〔新設〕

化学物質の当該施設からの排出量

へ 処理施設が設置されている事業所（当該事業所を有する事業者が有する他の事業所（把握対象第一種指定化学物質に該当する第一種指定化学物質があるもの又は把握対象特定第一種指定化学物質に該当する特定第一種指定化学物質があるものに限る。以下へにおいて「特定その他事業所」という。）において生ずる廃棄物を処分する処理施設が設置されているものに限る。）にあつては、次に掲げる事項

- (1)・(2) 「略」

(3) 大気汚染防止法第十八条の三十五の規

へ 処理施設が設置されている事業所（当該事業所を有する事業者が有する他の事業所（把握対象第一種指定化学物質に該当する第一種指定化学物質があるもの又は把握対象特定第一種指定化学物質に該当する特定第一種指定化学物質があるものに限る。以下へにおいて「特定その他事業所」という。）において生ずる廃棄物を処分する処理施設が設置されているものに限る。）にあつては、次に掲げる事項

- (1)・(2) 「略」

「新設」

定に基づく測定の対象となる第一種指定

化学物質の当該施設からの排出量

ト・チ 「略」

二・三 「略」

別表（第七条関係）

対応化学物 質分類名	第一分類（ 無機化合物 及び有機金 属化合物）
上欄の分類に属する第一種指定 化学物質	令別表第一第一号、第四十八号、 第五十一号、第六十二号、第 九十一号、第九十七号、第九十 九号、第百五号、第百十一号、 第百十二号、第百五十六号、第

ト・チ 「略」

二・三 「略」

別表（第七条関係）

対応化学物 質分類名	第一分類（ 無機化合物 及び有機金 属化合物）
上欄の分類に属する第一種指定 化学物質	令別表第一第一号、第十一号、 第三十一号、第三十三号、第四 十四号、第七十一号、第七十五 号、第七十七号、第八十二号、 第八十七号、第八十八号、第百

百六十四号、第二百七十二号、第二百七十四号、第二百七十六号、第二百七十七号、第二百七十九号から第二百八十一号まで、第二百八十三号、第三百十一号、第三百十四号、第三百五十三号から第三百五十五号まで、第三百六十一号、第三百六十三号、第三百七十五号、第三百七十八号、第三百七十九号、第四百十四号、第四百四十四号、第四百四十五号、第四百五十八号、第四百六十五号、第五百五号

三十二号、第三百三十七号、第四百四十四号、第二百三十四号、第二百三十五号、第二百三十七号、第二百三十九号、第二百四十二号、第二百七十二号、第三百四号、第三百五号、第三百七号から第三百九号まで、第三百十八号、第三百二十一号、第三百三十二号、第三百三十三号、第三百七十四号、第三百八十七号、第三百九十四号、第三百九十五号、第四百五号、第四百十二号、第四百五十三号及び第四百

	及び第五百八号に掲げる第一種指定化学物質
第二分類（ 鎖状炭化水 素化合物及 びハロゲン 化鎖状炭化 水素化合物 ）	令別表第一第五十四号、第八十九号、第九十号、第二百二十号、第二百二十九号、第三百十号、第三百三十七号、第三百三十八号、第四百四十七号、第五百五十号、第五百一十一号、第五百五十四号、第七十一号、第八十一号から第八十三号まで、第八十七号、第八十九号、第九十号、第二百二号、第二百四号、第二百六号、第二百七号、第二百十

	五十六号に掲げる第一種指定化学物質
第二分類（ 鎖状炭化水 素化合物及 びハロゲン 化鎖状炭化 水素化合物 ）	令別表第一第三十六号、第七十二号、第九十四号、第三百三号から第三百七号まで、第二百二十三号、第二百二十六号から第二百二十八号まで、第三百三十一号、第四百十九号、第五百五十七号から第五百五十九号まで、第六十一号、第六十三号、第六十四号、第七十六号から第七十九号まで、第八十五号、第八十六号、第九号、第二百九号、第二百十一

二号、第二百十三号、第二百三十五号、第二百三十六号、第二百三十八号、第三百号、第三百一号、第三百四号、第三百二十三号から第三百二十六号まで、第三百三十号、第三百三十一号、第三百三十七号、第三百四十三号、第三百九十三号、第四百二十号、第四百二十三号、第四百二十四号、第四百二十七号から第四百二十九号まで、第四百三十六号、第四百三十九号及び第四百四十二号に掲げる第一種

号、第二百六十二号、第二百六十三号、第二百七十九号から第二百八十一号まで、第二百八十四号、第二百八十八号、第二百八十九号、第三百五十一号、第三百八十号から第三百八十二号まで、第三百八十四号から第三百八十六号まで及び第三百九十二号に掲げる第一種指定化学物質

	指定化学物質
第三分類（ アミン系、 ニトロ系、 アルコール 、エーテル 、アルデヒ ド又はケト ンの構造を 有する鎖状 炭化水素化 合物）	令別表第一第十二号、第十五号、 第十七号、第二十一号、第二 十八号、第二十九号、第三十四 号、第三十七号から第四十一号 まで、第六十七号、第七十五号 から第七十九号まで、第八十六 号から第八十八号まで、第九十 四号、第七十七号、第九十九号、第 百六十六号、第七十七号、第二 百五号、第二百二十四号、第二 百四十五号、第二百四十八号か ら第二百五十号まで、第二百五

第三分類（ アミン系、 ニトロ系、 アルコール 、エーテル 、アルデヒ ド又はケト ンの構造を 有する鎖状 炭化水素化 合物）	令別表第一第十号、第十二号、 第二十号、第二十六号、第二十 八号、第二十九号、第三十五号 、第四十五号、第五十六号から 第五十九号まで、第六十五号か ら第六十八号まで、第七十三号 、第八十四号、第八十五号、第 百四十五号、第二百十八号、第 二百十九号、第二百二十三号、 第二百二十四号、第二百二十六 号、第二百五十七号、第二百六 十九号、第二百七十三号、第二

十二号、第二百五十三号、第二百六十七号、第二百九十四号、第三百七号、第三百十五号、第三百十六号、第三百二十号から第三百二十二号まで、第三百二十七号、第三百三十五号、第三百三十八号、第三百三十九号、第三百四十一号、第三百六十号、第三百六十二号、第三百六十四号、第三百六十五号、第四百十五号、第四百十六号、第四百三十一号、第四百三十四号、第四百六十号、第四百六十四号、

百七十四号、第二百七十六号から第二百七十八号まで、第二百八十五号、第二百九十二号、第二百九十五号、第三百十七号、第三百十九号、第三百五十九号、第三百六十六号、第三百七十五号、第三百七十九号、第三百八十九号、第三百九十号、第四百七号、第四百十一号、第四百二十三号及び第四百三十七号に掲げる第一種指定化学物質

	<p>第四分類（ カルボン酸 系又はその 誘導体の構 造を有する 鎖状炭化水 素化合物）</p>
<p>第四百七十二号、第四百八十一号、第四百九十号、第五百一号及び第五百四号に掲げる第一種指定化学物質</p>	<p>令別表第一第二号から第十一号まで、第十三号、第十四号、第十八号、第三十二号、第三十三号、第三十五号、第三十六号、第六十一号、第八十号、第九十八号、第二百二十三号、第二百五十七号から第百六十号まで、第百七十二号、第二百三十七号、第二百四十二号、第二百四十七号</p>

	<p>第四分類（ カルボン酸 系又はその 誘導体の構 造を有する 鎖状炭化水 素化合物）</p>
	<p>令別表第一第二号から第九号まで、第十三号、第十四号、第十六号、第五十一号、第六十号、第九十八号、第九十九号、第二百二十二号、第二百三十三号から第百三十五号まで、第四百一十一号、第二百十号、第二百十三号、第二百三十二号、第二百五十六号、第二百六十七号、第二百八</p>

<p>第五分類（ その他の鎖 状炭化水素</p>	
<p>令別表第一第四十六号、第八十 一号、第八十二号、第一百号、第 百八号、第一百七十四号、第二</p>	<p>、第二百六十四号、第三百五号 、第三百八号、第三百十七号、 第三百五十六号、第三百六十八 号、第三百七十六号、第四百 、第四百三十七号、第四百四十 六号、第四百六十六号、第四百 六十八号、第四百六十九号、第 四百七十四号、第四百八十四号 及び第四百九十四号に掲げる第 一種指定化学物質</p>

<p>第五分類（ その他の鎖 状炭化水素</p>	
<p>令別表第一第四十三号、第六十 一号、第六十二号、第一百五十二 号、第九十三号、第九十七</p>	<p>十二号、第三百六号、第三百十 号、第四百十四号から第四百二 十号まで、第四百三十四号及び 第四百四十三号に掲げる第一種 指定化学物質</p>

化合物)

二十一号、第二百二十二号、第二百二十五号、第二百四十一号、第二百五十四号、第二百八十四号、第二百九十七号、第三百九号、第三百十八号、第三百四十八号、第三百七十号、第三百七十一号、第三百七十七号、第三百八十八号、第四百十九号、第四百三十五号、第四百四十七号、第四百六十三号、第四百七十一号、第四百七十九号、第四百八十八号、第五百六号、第五百七十八号、第五百十号から第五百十二号

化合物)

号、第九十八号、第二百十二号、第二百二十号、第二百二十五号、第二百四十一号、第二百四十五号、第二百五十九号、第二百六十八号、第二百七十五号、第三百十三号、第三百二十八号、第三百二十九号、第三百三十一号、第三百七十八号、第三百九十一号、第三百九十六号、第四百九号、第四百二十四号、第四百三十三号、第四百五十七号から第四百五十九号まで及び第四百六十二号に掲げる第一種

	第六分類（ 単環炭化水 素化合物及 びハロゲン 化単環炭化 水素化合物 ）
号まで及び第五百十五号に掲げ る第一種指定化学物質	令別表第一第七十三号、第三百 号、第六号、第四百十九号、 第二百八号、第二百七十五号、 第三百三十二号、第三百四十二 号、第三百四十七号、第四百 十八号、第四百五十号、第四百 五十二号及び第四百八十二号に 掲げる第一種指定化学物質

	第六分類（ 単環炭化水 素化合物及 びハロゲン 化単環炭化 水素化合物 ）
指定化学物質	令別表第一第五十三号、第八十 号、第八十三号、第九十七号、 第九十九号、第一百十号、第二十 五号、第六十五号、第八十 一号、第二百二号、第二百四十 号、第二百九十号、第二百九十 六号、第二百九十七号、第三百 号、第三百九十七号、第三百九 十八号、第四百号及び第四百三 十六号に掲げる第一種指定化学 物質

第七分類（ アミン系、 ニトロ系又 はアゾ系の 構造を有す る単環炭化 水素化合物 ）	（令別表第一第二十号、第四十四号、第七十号、第一百十三号、第一百十八号、第一百十九号、第一百二十四号、第一百二十五号、第一百八十四号、第一百九十七号、第二百一十号、第二百二十七号、第二百二十九号、第二百六十号、第三百三十六号、第三百四十六号、第三百五十七号から第三百五十九号まで及び第三百九十号に掲げる 第一種指定化学物質
--	--

第七分類（ アミン系、 ニトロ系又 はアゾ系の 構造を有す る単環炭化 水素化合物 ）	（令別表第一第十八号、第四十九号、第八十九号、第九十三号、第一百号から第一百二号まで、第一百十一号、第一百十二号、第一百五十六号、第一百六十六号、第一百六十七号、第一百六十九号、第一百七十四号、第二百零号、第二百零三号、第二百零五号、第二百零九号、第二百一十六号まで、第二百二十九号、第二百九十三号、第二百九十九号、第三百一十号、第三百一十九号、第三百十四号から第三百十六号まで、第三百二十七号、
--	--

第八分類（ アルコール 、エーテル 、アルデヒ ド又はケト ンの構造を 有する単環 炭化水素化 合物）	（令別表第一第二十四号、第二十 五号、第三十一号、第四十二号 、第四十三号、第五十七号、第 五十八号、第八十四号、第八十 五号、第九十五号、第一百一号、 第一百二号、第一百十号、第二十 七号、第一百四十六号、第一百六 三号、第二百一号、第二百二十 八号、第二百三十二号、第二十 四号、第二百九十五号、第三
---	---

第八分類（ アルコール 、エーテル 、アルデヒ ド又はケト ンの構造を 有する単環 炭化水素化 合物）	第三百四十五号、第三百四十八 号及び第四百三十二号に掲げる 第一種指定化学物質 （令別表第一第十七号、第二十三 号、第二十四号、第六十四号、 第六十九号、第七十四号、第七 十八号、第七十九号、第八十六 号、第一百二十号、第一百二十一 号、第一百二十九号、第一百三 十号、第一百三十六号、第一百四 十二号、第一百四十三号、第七 十五号、第二百一号、第二百四 号、第二百七号、第二百八号、第 二百四
---	--

百二十九号、第三百八十一号、第三百八十七号、第三百九十一号、第四百十号から第四百十二号まで、第四百四十九号、第四百五十一号、第四百五十七号、第四百六十一号、第四百六十二号及び第四百九十九号に掲げる
第一種指定化学物質

十六号、第二百五十五号、第二百六十四号、第二百八十七号、第二百九十四号、第三百十一号、第三百二十号、第三百二十二号、第三百二十四号、第三百三十号、第三百三十五号、第三百三十六号、第三百四十三号、第三百四十四号、第三百四十九号、第三百六十五号、第三百六十七号、第三百六十八号、第三百七十三号、第三百九十九号、第四百四号、第四百八号、第四百十号、第四百四十号、第四百四

第九分類（ カルボン酸 系、硫黄酸 系、窒素酸 系、炭酸系 若しくはシ アン酸系又 はこれらの 誘導体の構 造を有する 単環炭化水	（令別表第一第四十五号、第四十七号、第五十二号、第五十三号、第五十六号、第六十号、第六十五号、第七十二号、第九十三号、第一百三十九号、第一百四十八号、第一百六十一号、第一百六十八号、第一百七十六号、第一百七十八号、第一百七十九号、第一百八十八号、第一百九十一号、第二百一十一号、第二百十四号、第二百十六号、第二百四十六号、第二百六
---	---

第九分類（ カルボン酸 系、硫黄酸 系、窒素酸 系、炭酸系 若しくはシ アン酸系又 はこれらの 誘導体の構 造を有する 単環炭化水	（令別表第一第三十号、第三十四号、第四十一号、第五十二号、第八十八号、第一百二十四号、第一百三十八号から第四百四十号まで、第一百四十七号、第一百五十四号、第一百六十二号、第一百八十四号、第一百八十八号、第二百二十二号、第二百三十六号、第二百六十六号、第二百六十五号、第二百六十六号、第二百七十号、第二百七十一号、第二百九十八号、第	十一号及び第四百五十一号に掲げる第一種指定化学物質
---	---	---------------------------

素化合物及 び脂環式単 環炭化水素 化合物)	十三号、第二百六十六号、第二百七十一号、第二百九十八号、第三百三十三号、第三百六十六号、第三百七十二号、第三百三十三号、第三百四十五号、第三百五十五号、第三百八十二号、第三百九十二号、第三百九十四号から第三百九十七号まで、第四百一号、第四百三十三号、第四百五十五号、第四百六十六号、第四百三十八号、第四百五十三号、第四百六十七号、第四百七十三号、第
---------------------------------	--

素化合物及 び脂環式単 環炭化水素 化合物)	三百三十四号、第三百三十七号、第三百五十号、第三百五十二号から第三百五十六号まで、第三百五十八号、第三百六十一号、第三百六十九号、第三百七十六号、第四百一号、第四百三十八号、第四百二十五号、第四百二十八号、第四百四十二号、第四百四十四号、第四百四十五号及び第四百四十九号に掲げる第一種指定化学物質
---------------------------------	--

	第十分類（ その他の単 環炭化水素 化合物）
四百七十七号、第四百八十五号、第四百九十三号、第四百九十五号、第四百九十六号、第五百号及び第五百二号に掲げる第一種指定化学物質	（令別表第一第六十八号、第六十九号、第九十二号、第二百九号、第二百三十四号、第二百五十七号、第二百七十号、第二百八十五号、第二百八十九号から第二百九十一号まで、第四百四号、第五百九号、第五百十三号及び第五百十四号に掲げる第

	第十分類（ その他の単 環炭化水素 化合物）
	（令別表第一第三十九号、第四十七号、第四十八号、第九十二号、第九十五号、第二百二十九号、第二百三十三号、第二百四十七号、第二百五十一号から第二百五十四号まで、第三百六十二号、第四百六十号及び第四百六十一号に掲げる第一種指定

	一種指定化学物質
第十一分類 (多環炭化 水素化合物)	令別表第一第十九号、第四十九号、第五十号、第五十五号、第五十九号、第六十三号、第一百五十三号、第一百六十五号、第一百七十七号、第一百八十六号、第一百七十七号、第二百四十四号、第二百五十六号、第二百六十五号、第二百七十三号、第三百十号、第三百三十四号、第三百五十一号、第三百五十二号、第三百八十三号、第三百八十八号、第四百九号、第四百四十号、第四百

	化学物質
第十一分類 (多環炭化 水素化合物)	令別表第一第十五号、第十九号、第三十二号、第三十七号、第三十八号、第四十号、第一百四十四号、第一百六十号、第一百八十八号、第一百九十号、第二百二十八号、第二百三十一号、第二百三十八号、第三百二二号、第三百三十三号、第三百四十号、第三百四十六号、第三百九十三号、第四百三十一号、第四百六号、第四百二十七号、第四百三十八号及び第四百四十六号から第四百四十八号まで

	第十二分類 （三原子環 から五原子 環までの複 素環化合物 ）
五十六号、第四百五十九号、第 四百七十六号、第四百八十六号 、第四百九十二号、第四百九十 七号及び第四百九十八号に掲げ る第一種指定化学物質	令別表第一第二十三号、第三十 号、第七十四号、第一百十七号、 第二百二十二号、第二百二十六号、 第二百二十八号、第三百一十一号か ら第三百三十三号まで、第三百十 六号、第三百四十四号、第三百四十 五号、第三百五十二号、第三百六十 九号、第三百七十五号、第三百八十

	第十二分類 （三原子環 から五原子 環までの複 素環化合物 ）
に掲げる第一種指定化学物質	令別表第一第二十二号、第四十 二号、第五十四号、第五十五号 、第九十二号、第九十六号、第 百十五号から第一百十九号まで、 第四百四十八号、第四百五十一号、 第四百五十三号、第四百五十五号、 第四百六十八号、第四百七十号、第 百七十一号、第四百七十三号、第

四号、第百八十五号、第百九十三号から第百九十六号まで、第百九十八号、第百二十三号、第百九十九号、第百二十号、第百十八号、第百二十号、第百二十八号、第百二十号、第百三十号、第百三十一号、第百三十三号、第百三十九号、第百五十一号、第百五十八号、第百五十九号、第百六十一号、第百六十二号、第百六十八号、第百九十九号、第百八十八号、第百九十九号、第百三十三号、第百三十三号、第百四十四号、第百八十五号

百八十二号、第百八十三号、第百八十九号、第百九十一号、第百九十四号、第百九十六号、第百九十六号、第百二十一号、第百五十五号、第百六十一号、第百三十九号、第百四十七号、第百六十号、第百六十七号、第百六十四号、第百七十一号、第百七十二号、第百七十七号、第百四十二号、第百二十一号、第百二十六号及び第百五十二号に掲げる第
一種指定化学物質

第十三分類 (その他の 複素環化合	
第六十四号、第六十六号、第七	質 一号に掲げる第一種指定化学物 第四百八十九号及び第四百九十 百七十五号、第四百八十七号、 十四号、第四百五十五号、第四 号、第四百四十三号、第四百五 号、第四百二十六号、第四百四十一 号、第四百七号、第四百八号、第 四百十八号、第四百二十一号、

第十三分類 (その他の 複素環化合	
第五号、第二十七号、第四十六号、 第五十号、第六十三号、第七	令別表第一第二十一号、第二十

物)

十一号、第八十三号、第九十二号、第九十六号、第四百号、第一百十四号から第一百十六号まで、第二百一十一号、第三百三十四号、第三百三十五号、第四百十号から第四百四十三号まで、第五百五十五号、第六百六十七号、第六百七十二号、第六百七十三号、第六百九十九号、第二百一十五号、第二百二十三号、第二百二十六号、第二百四十三号、第二百五十五号、第二百六十八号、第二百六十九号、第二百七十八号、第二百八十

物)

十号、第七十六号、第八十一号、第九十号、第九十一号、第九十五号、第一百十三号、第一百四十六号、第一百五十号、第六百七十二号、第六百八十七号、第六百九十九号、第二百一十七号、第二百二十七号、第二百四十三号、第二百四十四号、第二百四十八号、第二百四十九号、第二百五十八号、第二百八十三号、第二百八十六号、第二百九十一号、第三百二十三号、第三百二十五号、第三百二十六号、第三百三十八号

二号、第二百八十六号、第二百八十七号、第二百九十二号、第二百九十三号、第二百九十六号、第三百十九号、第三百二十八号、第三百四十九号、第三百六十六号、第三百六十七号、第三百六十九号、第三百七十二号から第三百七十四号まで、第三百八十四号、第三百八十六号、第三百九十八号、第三百九十九号、第四百二十二号、第四百二十五号、第四百三十号、第四百三十二号、第四百三十三号、第四

、第三百四十一号、第三百四十二号、第三百五十七号、第三百七十号、第三百八十三号、第三百八十八号、第四百二十二号、第四百二十九号から第四百三十一号まで、第四百三十五号、第四百三十九号、第四百五十号、第四百五十四号及び第四百五十五号に掲げる第一種指定化学物質

百七十号、第四百七十八号、第四百八十三号、第四百八十八号及び第五百三号に掲げる第一種指定化学物質

備考 表中の「」の記載は注記である。

様式第一を次のように改める。

様式第1 (第5条関係)

第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書

年 月 日

主務大臣 (都道府県知事) 殿

届出者 (ふりがな) 住所 〒
 (ふりがな) 氏名
 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

事業所	(ふりがな) 事業者の名称		
	法人番号		
	前回の届出における名称		
	(ふりがな) 事業所の名称		
	前回の届出における名称		
事業所の所在地 (ふりがな)	〒	—	
		都道府県	市区町村
事業所において常時使用される従業員の数		人	
事業所において行われる事業が属する業種	業 種 名	業種コード	
	主たる事業		
	従たる事業		
第一種指定化学物質の排出量及び移動量		別紙番号1～ のとおり	
本届出が法第6条第1項の請求に係るものであることの有無 (該当するものに○をすること)		1. 有 2. 無	
担当者 (問い合わせ先)	部 署		
	(ふりがな) 氏 名		
	電話番号		
	電子メールアドレス		
※受理日	年 月 日	※整理番号	

- 備考1 本届出書は、事業所ごとに作成すること。
 2 法人番号の欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、当該法人番号を記載すること。法人番号がない場合は空欄とすること。
 3 前回の届出における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
 4 事業所において常時使用される従業員の数の欄には、前年4月1日現在(前年度中に事業を開始した事業者においては事業を開始した日)における当該事業所の人数を記載すること。
 5 事業所において行われる事業が属する業種の欄には、当該事業所における主たる事業が属する業種を最上欄に記載し、二以上の業種に属する事業を行う事業所にあっては、次欄以降にその他の業種を記載すること。
 6 担当者の欄には、当該届出に係る当該事業所の担当部署並びに氏名及び連絡先を記載すること。
 7 ※の欄には、記載しないこと。
 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 9 本届出書に記載された情報の同一性を失わない範囲で当該情報を記録する機能を有する二次元コードであって、日本産業規格X0510に適合するものを記載することができる。

(二次元コード記載欄)

別紙番号

第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量

第一種指定化学物質の名称																						
第一種指定化学物質の管理番号																						
		単位 kg mg-T E Q (ダイオキシン類の場合)																				
排出量	イ 大気への排出																					
	ロ 公共用水域への排出																					
	ハ 当該事業所における土壌への排出 (ニ以外)																					
	ニ 当該事業所における埋立処分																					
移動量	イ 下水道への移動																					
	ロ 当該事業所の外への移動 (イ以外)																					
	当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の処理方法又は種類	廃棄物の処理方法 (該当するものに○をすること (複数選択可)) 01 脱水・乾燥 04 中和 07 その他 02 焼却・熔融 05 破碎・圧縮 03 油水分離 06 最終処分 廃棄物の種類 (該当するものに○をすること (複数選択可)) 01 燃え殻 10 動植物性残さ 02 汚泥 11 動物系固形不要物 03 廃油 12 ゴムくず 04 廃酸 13 金属くず 05 廃アルカリ 14 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず 06 廃プラスチック類 15 鋳さい 07 紙くず 16 がれき類 08 木くず 17 ばいじん 09 繊維くず 18 その他																				
※整理番号																						

- 備考 1 特定第一種指定化学物質についても本別紙を用いること。
- 2 本別紙は、第一種指定化学物質ごとに作成することとし、別紙番号の欄には、第一種指定化学物質の管理番号の順に付した通し番号を記載すること。管理番号は「P R T R届出の手引き」を参考とすること。
- 3 第一種指定化学物質の名称の欄には、令別表第一に掲げる名称 (令別表第一に別名の記載がある第一種指定化学物質にあつては、当該別名) を記載すること。
- 4 第一種指定化学物質の管理番号の欄には、当該第一種指定化学物質の管理番号を記載すること。管理番号は、「P R T R届出の手引き」を参考とすること。
- 5 排出量及び移動量の有効数字は2桁とすること。ただし、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質にあつては、排出量又は移動量が1kg未満の場合、小数点以下第2位以下を四捨五入して得た数値を記載することとする。
- 6 公共用水域への排出がある場合、排出先の河川、湖沼、海域等の名称の欄には排出先の名称を記載すること。
- 7 下水道への移動がある場合、移動先の下水道終末処理施設の名称の欄には、排出した下水の処理が行われる施設の名称を記載すること。
- 8 ※の欄には、記載しないこと。
- 9 本別紙に記載された情報の同一性を失わない範囲で当該情報を記録する機能を有する二次元コードであつて、日本産業規格 X 0 5 1 0 に適合するものを記載することができる。

(二次元コード記載欄)

様式第四を次のように改める。

様式第4（第12条関係）

電子情報処理組織使用届出書

年 月 日

都道府県知事 殿

届出者 (ふりがな) 住所 〒
 (ふりがな) 氏名
 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則第12条第1項の規定に基づき、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項に基づく届出について、下記のとおり、電子情報処理組織の使用を開始することといたしましたので、届け出ます。

記

担当者 (連絡及び問い合わせ先)	(ふりがな) 氏名	
	部 署	
	電話番号	
	電子メールアドレス	
※識別番号		

(電子情報処理組織を使用して届出を行う事業所)

(ふりがな) 事業所の 名称	
所在地 (ふりがな)	〒 ー 都道府県 市区町村

- 備考
- 1 同一の都道府県内に所在する複数の事業所について届け出る場合には、次葉を使用すること。
 - 2 法人にあっては、電子情報処理組織を使用した届出の担当部署並びに氏名及び連絡先を記載すること。
 - 3 ※の欄には、記載しないこと。
 - 4 届出書の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(前葉からつづき)

(ふりがな) 事業所の 名称	-----		
所在地	〒	—	市区 町村
(ふりがな)	-----		

(ふりがな) 事業所の 名称	-----		
所在地	〒	—	市区 町村
(ふりがな)	-----		

(ふりがな) 事業所の 名称	-----		
所在地	〒	—	市区 町村
(ふりがな)	-----		

(ふりがな) 事業所の 名称	-----		
所在地	〒	—	市区 町村
(ふりがな)	-----		

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定並びに次項及び附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和三年度における特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の規定による第一種指定化学物質の排出量及び移動量の把握については、この省令による改正後の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第四条第一号ニ(2)、ホ(4)及びへ(3)の規定は、適用しない。
- 3 施行規則様式第一の規定は、令和六年度以降における法第五条第二項の規定による届出について、施行規則別表の規定は、令和六年度以降における当該届出に係る法第六条第一項の規定による請求について、それぞれ適用し、令和五年度における法第五条第二項の規定による届出及び当該届出に係る法第六条第一項の規定による請求については、なお従前の例による。

(届出の方法等に関する暫定措置)

4 令和四年度から令和六年度までの間においては、施行規則第五条第一項中「六月三十日まで」とあるのは、「六月三十日まで（第十一条の規定により同条の電子情報処理組織を使用して届出を行うときは、七月三十一日まで）」とする。

本書は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部改正(令和4年3月31日一部施行)により、特別要件施設において把握すべき事項が追加され、廃棄物焼却処理施設については、水銀及びその化合物の大気への排出量を令和4年度から把握を開始し、令和5年度から届出が開始されることに伴い、算出方法を周知することを目的としています。

以下は、PRTR 排出量等算出マニュアル(以降、「算出マニュアル」という。)の一部を抜粋し、改訂したものであり、算出マニュアルで事業者として例示される「株式会社あいうえ工業」に、今回は「ハ事業所」を追加し、「ハ事業所」で発生した廃棄物を「ロ事業所」で焼却処理を行う設定としています。「ロ事業所」における焼却施設は PRTR の特別要件施設にあたり、令和5年度より水銀及びその化合物の大気への排出量の届出が必要となります。その際の算出方法として2つの方法を例示していますが、各事業所においては、より適切と思われる方法を選択し、算出・届出をお願いします。

なお、本書の内容は、今後算出マニュアルに追記する予定です。

目次

1. 対象事業者の例示(p3～6)
2. 特別要件施設における大気への排出量の算出方法(p7～8)
3. 問合せ先

1. 対象事業者の例示

図1、表1、図 2-1、図 2-2 に例となる対象事業者の概略図、条件等を示しています。

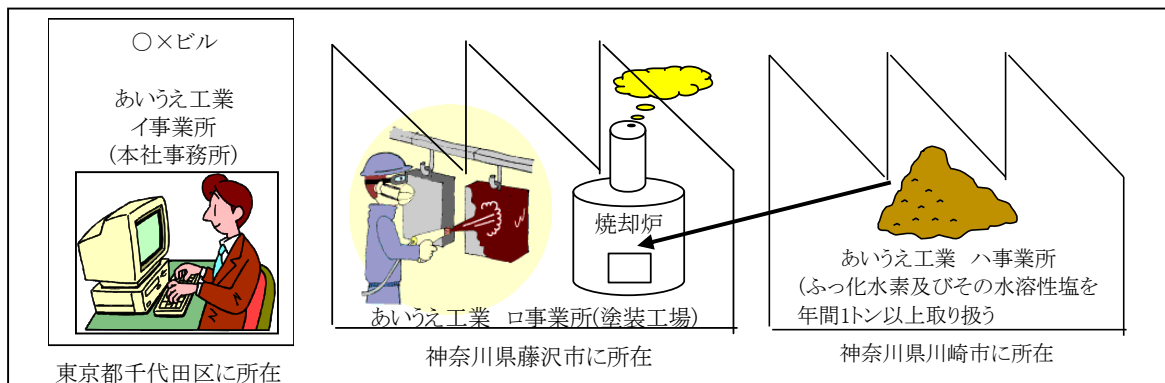


図1 例示事業者の概略図(排出量等の算出はロ事業所を対象)

表1 本章で例示する事業者の条件(排出量等の算出は口事業所を対象)

(1) 事業者名: 株式会社あいうえ工業

(前回届出の桜田門株式会社、千代田株式会社の合併)

(2) 事業所の概要:

① イ事業所

住所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2
常時使用する 従業員の数	10名 (4/1時点、正社員7名・長期アルバイト3名)
業務の概要	契約、人的管理等の総務的な業務

② ロ事業所

(前回届出の桜田門株式会社第一工場、千代田株式会社東京工場の合併)

住所	〒251-×××× 神奈川県藤沢市朝日町 ×-×
常時使用する 従業員の数	30名 (4/1時点、正社員20名・長期アルバイト10名)
業務の概要	金属平板の塗装品の製造

③ ハ事業所

住所	〒210-×××× 神奈川県川崎市川崎区 ×-×
常時使用する 従業員の数	15名 (4/1時点、正社員10名・長期アルバイト5名)
業務の概要	第1種指定化学物質(ふっ素及びその水溶性塩)を1トン以上使用、発生した廃棄物(汚泥)をロ事業所に搬送しロ事業所で焼却処理

(3) ロ事業所における対象物質の取扱状況等:

① 対象物質を取り扱う作業場の概要;

塗装方法	水洗ブースでのエアレススプレーによる吹付け塗装(図2-2(1)参照) 年間排水量 2500m ³ /年
排ガス処理設備	燃焼処理(除去率・分解率 99.5%)
排水処理設備	なし
排水の放流先	○×川

② 取り扱う対象物質を含む原材料、資材等;

- ・ 塗料 A;

年間購入量	20t/年				
年度初め在庫量	4.5t				
年度末在庫量	2.4t				
SDS※に記載の 対象物質含有率	管理番号	対象物質名	含有率	分類※1	判定※2
	80	キシレン	20%	1	○
	88	六価クロム化合物	3.0%	特1	○
	300	トルエン	10%	1	○
	697	鉛及びその化合物	2.0%	特1	○
※1 1は第一種指定化学物質、特1は特定第一種指定化学物質					
※2 第一種指定化学物質は1質量%以上、特定第一種指定化学物質は0.1質量%以上の場合に○					

・ シンナーB;

年間購入量	10t/年				
年度初め在庫量	1.1t				
年度末在庫量	1.8t				
SDS※に記載の 対象物質含有率	管理番号	対象物質名	含有率	分類※1	判定※2
	80	キシレン	40%	1	○
	300	トルエン	10%	1	○
※1 1は第一種指定化学物質、特1は特定第一種指定化学物質					
※2 第一種指定化学物質は1質量%以上、特定第一種指定化学物質は0.1質量%以上の場合に○					

③ 発生した廃棄物

廃棄物の種類	発生量	対象物質の含有率	廃棄物の処理
廃塗料	140kg/年	不明	産業廃棄物処理業者へ引き渡し
廃シンナー	70kg/年	不明	
塗料カス	5500kg/年	不明	事業所内の管理型埋立地へ埋め立て処分

④ その他;ハ事業所で発生した廃棄物の処理に焼却炉を使用(図2-2(2))

○水銀及びその化合物とダイオキシン類の排出条件

処理能力	500kg/h
排ガス中水銀濃度	(1回目)0.80、(2回目)3.9 µg/Nm ³
廃棄物の焼却量当りの乾き排ガス量	5000Nm ³ /t
年間廃棄物焼却量	15000t/年
排ガス中ダイオキシン類濃度	0.022ng-TEQ/Nm ³
焼却灰発生量	0.46t/年 → 焼却灰は産業廃棄物処理業者へ引き渡し
焼却灰中ダイオキシン類濃度	0.0031ng-TEQ/g

注)基準状態(0°C、1atm、乾燥気体)の気体の体積を表す単位の表記は、m³N、m³(ntp)などありますが、本書ではNm³と表記します。

※ SDS(Safety Data Sheet、安全データシート):

対象物質及び対象物質を含む製品の性状や取扱方法、有害性情報、対象物質の含有率などが示されているデータシート(文書、磁気ディスク等)

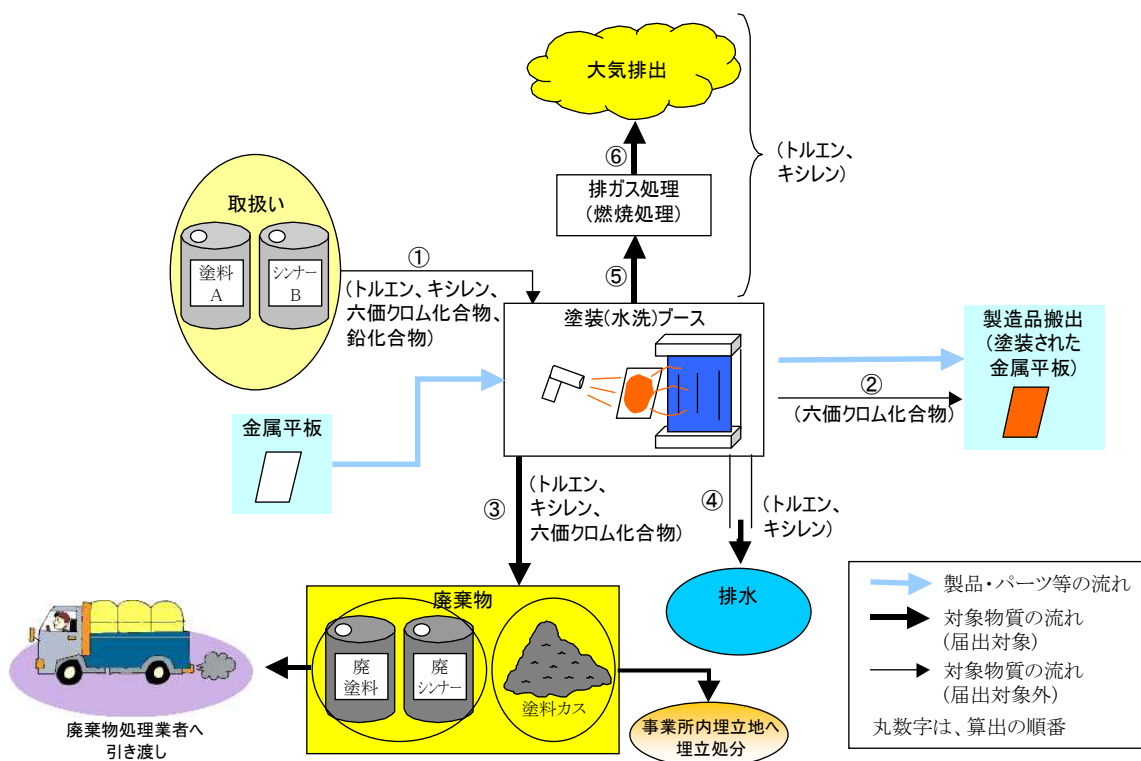


図 2-1 本章で例示する事業所(口事業所)における吹付け塗装の作業

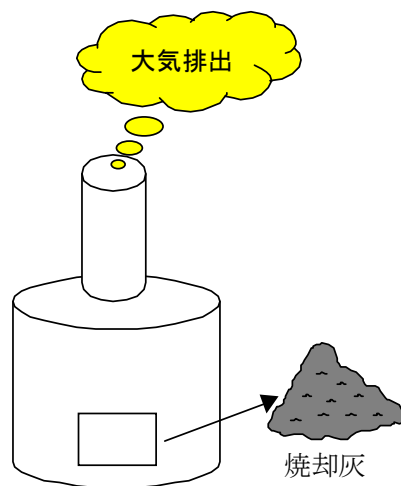


図 2-2 本章で例示する事業所(口事業所)における廃棄物焼却炉 (火格子面積 2m^2 以上もしくは焼却能力が $200\text{kg}/\text{時}$ 以上)

2. 特別要件施設における大気への排出量の算出方法

特別要件施設からの大気への排出量の算出

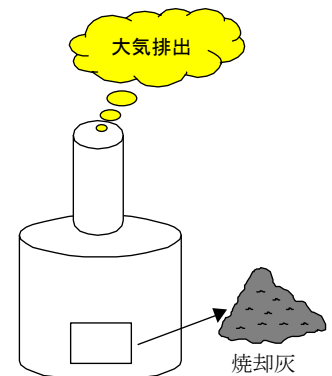
特別要件施設からの大気への排出量を次式により算出してください。

$$\text{特別要件施設からの大気への排出量} = \text{排ガス中の対象物質の濃度} \times \text{年間の排ガス量}$$

(あいうえ工業における事例 1)

以下の値を用いて、ダイオキシン類の大気への排出量を算出します。

- 年間廃棄物焼却量: 15,000t/年
- 廃棄物の焼却量当たりの乾き排ガス量: 5,000Nm³/t
- 排ガス中のダイオキシン類濃度: 0.022ng-TEQ/Nm³



$$\begin{aligned} &\text{ダイオキシン類の大気への排出量} \\ &\text{mg-TEQ/年} = \frac{\text{排ガス中のダイオキシン類の濃度}}{1,000,000 \text{ (ng/mg)}} \\ &\times \left(\text{年間の排ガス量} \right) \\ &\times \left(\text{廃棄物の焼却量当たりの乾き排ガス量} \times \text{年間の廃棄物焼却量} \right) \\ &= 1.65 \text{ mg-TEQ/年} \end{aligned}$$

排ガス中のダイオキシン類の濃度
 0.022ng-TEQ/Nm³

年間の排ガス量
 廃棄物の焼却量当たりの乾き排ガス量 5,000Nm³/h
 年間の廃棄物焼却量 15,000t/年

(あいうえ工業における事例2)

以下の値を用いて、水銀及びその化合物の大气への排出量を算出します。
水銀濃度の平均値に年間の排ガス量を乗じて算出します。

(測定回数2回の場合の算出例)

- 年間廃棄物焼却量:15,000t/年
- 廃棄物の焼却量当たりの乾き排ガス量:5,000 Nm³/t
- 排ガス中の水銀濃度:(1回目)0.80 μg/Nm³、(2回目) 3.9 μg/Nm³

$$\begin{aligned}
 & \text{水銀の} \\
 & \text{大气への排出量} \\
 & \text{kg/年} \\
 & = \frac{\begin{array}{c} \text{排ガス中の} \\ \text{水銀濃度①} \\ 0.80 \\ \mu\text{g}/\text{Nm}^3 \end{array} + \begin{array}{c} \text{排ガス中の} \\ \text{水銀濃度②} \\ 3.9 \\ \mu\text{g}/\text{Nm}^3 \end{array}}{\text{測定回数 } 2} \times \begin{array}{c} \text{年間の排ガス量} \\ \text{廃棄物の焼却量当たりの} \\ \text{乾き排ガス量} \\ 5,000\text{Nm}^3/\text{h} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{年間の廃棄物} \\ \text{焼却量} \\ 15,000\text{t}/\text{年} \end{array} \\
 & \div 1,000,000,000 \text{ (kg}/\mu\text{g)} \\
 & = \text{0.18 kg/年}
 \end{aligned}$$

※ほぼ連続運転で廃棄物の性状が安定している場合は、測定時の対象物質排出量の平均値に年間稼働時間を乗じて算出する方法も適用できます。

事業所ごとに適切と考えられる方法で算出した結果の届出をお願いします。

(測定回数2回の場合の算出例)

- 排ガス中の水銀濃度:(1回目)0.80 μg/Nm³、(2回目) 3.9 μg/Nm³
- 単位時間当たりの排ガス量:(1回目)7,200 Nm³/時間、(2回目)6,800 Nm³/時間
- 年間稼働時間:6,000 時間

$$\begin{aligned}
 & \text{水銀の} \\
 & \text{大气への排出量} \\
 & \text{kg/年} \\
 & = \frac{\begin{array}{c} \text{排ガス中の} \\ \text{水銀濃度①} \\ 0.80\mu\text{g}/\text{Nm}^3 \end{array} \times \begin{array}{c} \text{排ガス量①} \\ 7,200 \\ \text{Nm}^3/\text{時間} \end{array} + \begin{array}{c} \text{排ガス中の} \\ \text{水銀濃度②} \\ 3.9\mu\text{g}/\text{Nm}^3 \end{array} \times \begin{array}{c} \text{排ガス量②} \\ 6,800 \\ \text{Nm}^3/\text{時間} \end{array}}{\text{測定回数 } 2} \\
 & \div 1,000,000,000 \text{ (kg}/\mu\text{g)} \times \begin{array}{c} \text{焼却炉の} \\ \text{年間操作時間} \\ 6,000\text{時間}/\text{年} \end{array} \\
 & = \text{0.10 kg/年}
 \end{aligned}$$

本書に関する問合せは以下のとおりです。

環境省大臣官房環境保健部環境安全課

TEL:03-5521-8259

E-mail:ehs@env. go. jp